

## 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見 (H26. 3. 25) 及びそれについての事業者の見解 抜粋

| 岐阜県知事からの意見  | 事業者の見解  |
|---|---|
| <p>平成25年9月18日に事業者から県に送付された本事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)については、公聴会(可児市、多治見市、中津川市)を開催し直接住民から意見を聴くとともに、関係市町長から環境保全に係る意見書の提出を受け、これらの意見も踏まえて岐阜県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)において議論されたところである。</p> <p>もとより環境影響評価の手続きは、関係者間のコミュニケーションを通じて環境影響を段階的に明らかにしていくという性質であるため、準備書段階において詳細な工事計画等すべての環境影響に係る情報が把握されているものではない。</p> <p>このため、審査会における審査の過程では、事業者に対して追加資料の提示や回答を求めつつ、審査会意見書としてまとめられたところである。</p> <p>県としては、以上の経過を踏まえて、次の観点を中心として準備書に対する環境保全の見地からの知事意見書を提出する。</p> <p>① 準備書の段階では明らかにされていない事項について、今後更なる取組を進めるとともに可能な限り環境影響評価書(以下「評価書」という。)への記載を求めること。</p> <p>② 評価書公告から着工までの間に、計画の熟度に応じて措置すべき事項について、更に必要な対応を求めること。</p> <p>③ 着工後の環境保全措置、事後調査・モニタリング等について、適切な実施を求めること。</p> <p>事業者においては、以下に列記する意見を評価書に十分に反映するとともに、今後も県や関係市町等とのコミュニケーションを密にして環境影響のできる限りの低減に努められたい。</p> | <p>中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮して計画を進めることが重要であり、責任ある建設主体として、できる限り環境影響の回避または低減を図っていく考えです。</p> <p>まず、平成23年6月と8月には、他の事業に先駆け、当時施行前であった「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年4月公布)の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、我が国で初となる中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書を公表するとともに、環境影響評価方法書について、自主的に計58回に及ぶ方法書説明会を開催しました。</p> <p>環境影響評価準備書の作成にあたっては、整備新幹線はもとより、最新の他の環境影響評価事例を参考とし、確立された最新の予測手法を積極的に取り入れました。</p> <p>準備書については、岐阜県環境影響評価審査会において5回にわたりご審議いただきました。これを経て提出された岐阜県知事意見を真摯に受け止め、個々の内容一つ一つについて、十分な検討を加え、準備書の記載事項に補足し、より分かりやすい形で評価書を作成しました。</p> <p>今後は、国土交通大臣からの工事实施計画の認可を受けた後、地域ごとに事業説明会を開催し、その後、中心線測量、設計協議、用地測量、用地説明、用地取得を進めてまいります。また、施工会社が決定した後に、工事説明会を開催し、地元の方々に丁寧にご説明しながら進めてまいります。</p> <p>また、第8章及び第9章に記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、第8章及び第10章に記載の事後調査を実施するほか、資料編に追記したとおり、事業者の自主的な取組みとして工事期間中のモニタリング及び完成後の測定を実施してまいります。</p> <p>さらに、県を窓口密接な連携をとりながら、関係市町との連絡体制を整え連携を図るとともに、地元の方々からのご意見等を直接お伺いする窓口を設置してまいります。</p> <p>今後とも、引き続き、沿線の皆様のご理解をいただきながら、環境の保全に十分配慮して事業を進めてまいります。</p> |
| <p>第1 総括的な事項について</p> <p>3 本意見書に基づく県等の対応</p> <p>(1)本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。</p>   | <p>岐阜県知事の意見に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、できる限り早い段階で、県及び関係市町と調整のうえ、適切に対応してまいります。</p>   |
| <p>(2)県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することとしているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。</p>   | <p>県から当社に対し環境保全上の意見が提出された場合は、それを環境保全措置に反映させるなど、適切に対応してまいります。</p>  |
| <p>第2 工事計画について</p> <p>1 施設の概要</p> <p>(3)施設の仕様、工事計画、環境影響及びその保全措置について、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等の機会を利用して地域住民等に丁寧に説明すること。</p>   | <p>鉄道施設の概要、工事方法、環境への配慮については、以下の見解に記載のとおり、工事説明会等において地元の方々に丁寧にご説明してまいります。また、県を窓口密接な連携をとりながら関係市町との連絡体制を整えるとともに、地元住民の方々からのご意見等を直接お伺いする窓口を設置いたします。</p>   |

【出典】 H26. 8. 26 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】